

特定非営利活動法人 あいうえおの会 ボランティア規約

この規約は、特定非営利活動法人 あいうえおの会（以下 「あいうえおの会」という。）におけるボランティアに関して必要な事項を定めるものです。

■ 活動内容について

ボランティアの活動内容については、次に挙げる活動を指します。

- ・「あいうえおの会」が行なう事業の、運営補助並びに広報補助など
- ・「あいうえおの会」が運営する施設の中での、作品製作補助など

■ 申し込み資格について

ボランティアの申し込み資格は下記とします。

- ・「あいうえおの会」の活動趣旨、目的に賛同する方で「あいうえおの会」に入会もしくは、会員の家族の方
- ・ボランティア登録を行なう時点で、満 15 歳以上の方。但し、18 歳未満の方は、保護者の同意が必要。

■ ボランティア活動における金銭的補助について

ボランティア活動に対する、「あいうえおの会」が定める金銭的補助は下記とします。

- ・ 3 時間程度のボランティア活動：昼食の提供
- ・ 月平均 5 日間以上のボランティア活動で「あいうえおの会」会費還元

※活動中の一切の金銭的負担(交通費など)は、ボランティアの自己負担となります。

■ ボランティア登録方法について

ボランティア登録方法は、「登録申し込み」から行なってください。

もしくは事務局より登録申請書を受け取り、記入の上提出してください。

■ 登録期間について

登録の有効期間は登録申請書完了後から、登録者本人が登録解除を申し出るまでとなります。

■ 登録の抹消について

「あいうえおの会」は次のような場合、登録期間中であっても登録を抹消することができます。

- ・ 本人から退会の申し出があった場合
- ・ ボランティアとしてふさわしくない言動や行動があった場合
- ・ 政治活動や宗教活動などの場として「あいうえおの会」及び関連事業などを利用した場合
- ・ その他事務局が不適切と判断する行為を行った場合

■ 個人情報の管理について

ボランティアに登録した個人情報は「あいうえおの会」のプライバシーポリシーに準じて適切に管理され、目的外に使用することはない、不正に第三者に開示・提供されることはありません。

■ その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は「あいうえおの会」が別に定めるものとします。

付則 この規約は平成 26 年 5 月 1 日より施行する。